



好きを、編む。
那 須 塩 原 市

那須塩原市ゆめみらい応援給付金募集要項

1 制度の趣旨

この給付金は、「大学等に進学する那須塩原市の優秀な子どもたちに対して、未来に羽ばたき活躍して欲しい」という篤志家の願いが込められた寄付金を原資とした、返還の必要がない給付制度です。本市から未来に羽ばたき活躍できる人材育成を目的としています。

2 申込資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 市内在住者(保護者又はこれに代わる者が市内に住所を有する場合も含む)
- (2) 学習意欲が高く「学業」、「スポーツ」又は「文化芸術」の分野における成績が特に優秀な者
 - ▶ 学業: 全体の評定平均値が4.1以上であること
 - ▶ スポーツ又は芸術分野: 県大会(又は同等大会と認められる大会)以上への出場経験があり、功績を残している者
- (3) 次のいずれかの大学等に令和9年3月末日までに合格した人で、令和9年4月に入学予定の者(ただし、②の場合は、令和8年5月～令和9年度中に入学する予定の者も可)
 - ① 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学又は専修学校の専門課程(専門学校)に進学予定の者
 - ② 学位取得を目的として、海外のその国における教育制度による短期大学、大学等に進学予定の者
- (4) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野の活動を大学等で継続する者
- (5) 申請者、保護者又はこれに代わる者が市税を滞納していない者

3 給付金額及び回数

- 給付金額 年額100万円
- 給付回数 大学等の正規の修業年限の終期まで給付
例) 4年制大学の場合 年100万円×4年間＝400万円
- 給付時期 毎年度4月以降(在学状況を確認後に給付)

4 給付人数

- 3名程度
- 那須塩原市ゆめみらい応援給付金選考委員会にて選考し、その結果を基に決定します。

5 申込手続

(1) 提出書類

- 次の①～⑦を提出してください。
 - ※ 「学業分野」で申し込む場合には③の書類は提出不要です。
 - ① ゆめみらい応援給付金申請書(様式第1号)
 - ※ 申請には連帯保証人2名選任。1名は申請者の保護者又はこれに代わる者、もう1名は申請者の属する世帯以外の者
 - ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書(様式第2号)
 - ※ 評定欄その他の記載事項については、学校長の判断において、各学校の調査書等の添付で代用可(推薦調書への氏名、生年月日、推薦をする分野、学校長の署名・捺印は必須)
 - ※ 高等学校を既卒の場合で、出身学校長の推薦調書を取得することが困難な場合は、高等学校発行の調査書又は修学期間の学業成績を証明できる書類等のみの提出でも可。
 - (注) 学校における成績に関する記録の保存期間は学校教育法施行規則により卒業後5年となっています。

③ スポーツ又は文化芸術の分野における成績を証明する書類

④ 自己推薦書(様式第3号)

⑤ 申請者及びその保護者又はこれに代わる者が市税を滞納していないことを証する書類

⑥ 同一生計を営む者の全員の住民票の写し

⑦ ゆめみらい応援給付金チェックリスト

➡⑤・⑥については、別紙「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要です。

➡様式は、市ホームページ(ゆめみらい応援給付金ホームページ)からもダウンロードできますので御利用ください。

また、次のQRコードからも市ホームページをご覧ください。

「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要



(2) 提出先(持参又は郵送)

- 那須塩原市教育委員会事務局 教育総務課総務係
〒329-2792 那須塩原市あたご町2-3 (那須塩原市役所 西那須野庁舎3階)

(3) 受付期間

- 令和8(2026)年11月2日(月)～令和9(2027)年1月22日(金)※当日必着

6 選考方法

(1) 書類審査

(2) 面接(書類審査において選出された候補者のみ)

- 日時 ▶令和9(2027)年3月11日(木)
- 場所 ▶那須塩原市役所 本庁舎

7 選考と決定

(1) 学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績や志望動機、学校長からの推薦調書などについて、総合的に判断し、第一次選考審査を実施します。

第一次選考審査の結果については、応募者全員に通知します。

(2) 第一次選考審査を通過した者は、面接試験を受験していただきますので、面接試験の案内を通知します。

(3) 第一次選考の選考結果と面接審査の選考結果を基に、給付の可否について市長が決定します。

(4) 給付の可否については、3月中旬頃、本人に通知します。

(5) 給付が決定となった者については、令和9年3月25日(木)に篤志家との懇談を行いますので、必ず出席してください。(懇談の詳細は、給付決定時にお知らせします。)

8 決定後の手続

- 給付決定通知があったときは、「誓約書(様式第6号)」及び「合格決定通知の写し」を提出してください。

- 給付金は、大学等入学後、「ゆめみらい応援給付金請求書(様式第7号)」及び「大学等の在学を証する書類の写し」を提出後、本人名義の口座に振込みます。

- 入学後2年目以降については、毎年「大学等が発行する成績証書」・「活動報告書(当該年度の自身の活動を報告)」を提出していただきます。

9 篤志家との意見交換

- 3月の懇談とは別に、受給者と寄附者である篤志家との意見交換会を毎年実施します。

- 意見交換にあたり受給者の「氏名」や「進学先」情報についてのみ、篤志家に情報提供させていただきますので、御了承ください。

10 奨学金との併用

- 市及び市以外における奨学金(給付型・貸与型)との併用も可能です。